

# 三重県生活環境の保全に関する条例で定める 指定施設の見直しの方向性について

---

# 県条例の見直しの方向性（案）

## 条例規則の見直しに係る留意事項

### （騒音）

- ① 騒音規制については、国の報告で「スクロール式の機器をはじめ、騒音レベルが相当程度低いと考えられる機器が存在するものの、設置の仕方によらず、生活環境保全上問題がないと評価できるようなものは存在しないと考えられる。」と結論付けられたことから、圧縮機に係る条例の現行の規制は継続することが望ましい。ただし、今後、騒音規制法の再見直しが行われ、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」が告示される場合は、規制対象外とすることが望ましい。

### （振動）

- ② 振動規制については、国の報告で「原動機の定格出力によらず、スクリュー式の圧縮機が引き起こす振動レベルは相当程度小さく、生活環境保全上問題ないと評価できるレベルにあり、機器の圧縮方式を審査し、個別に低振動型機器として指定することで規制対象から除外することが妥当であると考えられる。」とされたことから、スクリュー式の圧縮機は条例の規制対象外とすることが望ましい。
- ③ 法に基づく指定地域に設置されるスクリュー式の圧縮機については、「生活環境保全上問題ないと評価できるレベル」とされ、振動規制法の対象外となることから、条例により追加で振動規制を行う必要はないと考えられる。